

令和5年5月25日  
海事局船舶産業課  
海洋・環境政策課

## バングラデシュのシップ・リサイクル条約締結に向けた 協力を促進することに合意

令和5年5月18日（木）から22日（月）にかけて、世界最大の船舶解撤国であり、シップ・リサイクル条約の発効の大きな鍵を握るバングラデシュ人民共和国を民間企業等とともに訪問しました。同国のフマユン工業大臣を始め、バングラデシュリサイクル協会、主要なシップ・リサイクルヤード関係者とともに、両国のシップ・リサイクルの取組について協議しました。バングラデシュの2023年内の早期条約締結に向け、両国が具体的な取組を促進することを確認しました。

国土交通省では、官民連携し、同国の条約早期締結とシップ・リサイクル条約の早期発効に向けた取組を引き続き進めてまいります。

### 1. 背景・経緯

シップ・リサイクル条約は、船舶の解体について、安全・環境に配慮した船舶の再資源化のための国際ルールをIMOにおいて我が国主導で策定したもので、我が国は、平成31年3月に同条約を締結しました。

バングラデシュは世界最大の船舶解撤国であり、同国がシップ・リサイクル条約を締結すれば、同条約の発効に向け大きく前進することとなります。

このような背景を踏まえ、国土交通省ではこれまでも同国の早期締結に向けた協力を進めておりましたが、先月26日には、岸田総理とハシナ首相との首脳共同声明を受け、バングラデシュ人民共和国工業省との間で「シップ・リサイクル分野における協力覚書」を署名しました。

今般、同協力覚書に基づき、両国におけるシップ・リサイクル分野での協力を促進するために、船舶の解撤をヤードに依頼する日本の船主、シップ・リサイクルヤードの条約適合性認証を行う船級協会などの関係者とともに、同国を訪問しました。

### 2. 訪問結果

#### (1) バングラデシュ工業省との会談

在バングラデシュ日本大使館の岩間大使、(一社)日本船主協会の友田副会長（代表団長）等とともに、バングラデシュ工業省を訪問し、フマユン工業大臣等と会談を行いました。

シップ・リサイクル条約について、当方より年内の早期締結を改めて要請したところ、最終的な国内手続きを進めており、早ければ来月には締結するための国内手続きを終了したいとの回答がありました。廃棄物処理施設（TSDF）の整備について、4月26日の岸田首相とハシナ首相との共同首脳声明及び協力覚書での本件の言及に謝意が示されるとともに、早期の整備に向けた支援について要望がありました。日本より、JICAが廃棄物処理施設整備の技術支援にかかるプレ公示（調達予定案件情報）を掲載したことを示しつつ、早期整備に向けた支援について関係機関との調整を加速すると回答いたしました。

最後に、安全かつ環境に配慮したシップ・リサイクルに向けて、バングラデシュの締結が最重要であり、引き続きシップ・リサイクル分野での協力を促進していくことを相互に合意しました。

#### (2) バングラデシュ船舶リサイクル協会（BSBRA）セミナー及びシップ・リサイクルヤード訪問

日本船主協会、海運会社、日本海事協会等とともに、同国の船舶の解撤が主に行われているチョットグラム（チッタゴン）を訪問しました。同地において、バングラデシュ船舶リサイクル協会（BSBRA）が主催するセミナーに参加し、シップ・リサイクルヤードの経営者に対し、同国の締結による条約の発効の重要性について説明しました。

また、シップ・リサイクルヤードを訪問し、船舶の解体手順や廃棄物の処理方法等の条約の適用

状況を実際に確認しました。



左4番目から、フマユン工業大臣、岩間大使、友田日本船主協会副会長（代表団長）、スルタナ工業省事務次官、吉田船舶産業課国際業務室長

### BSBRA との意見交換



左4番目から、友田日本船主協会副会長、タヒール BSBRA 会長、吉田船舶産業課国際業務室長

### バングラデシュのシップリサイクルヤード (※) にて解撤前/解撤中の船舶



※PHP 社

今回の訪問の成果も踏まえ、今後は、同国の条約締結が確実になされ、速やかに条約発効要件を満たすことができるよう、関係機関との調整を進めていくとともに、廃棄物処理施設の整備等の早期実現に向けて、日本政府内や JICA などの関係機関との検討を加速していく予定です。

(問い合わせ先)

国土交通省 代表電話番号：03-5253-8111

○使節団派遣結果について： 海事局 船舶産業課 鈴木（内線：43625）  
直通：03-5253-8634

○シップ・リサイクル全般について： 海事局 海洋・環境政策課 高橋（内線：43922）  
直通：03-5253-8118

## 背景

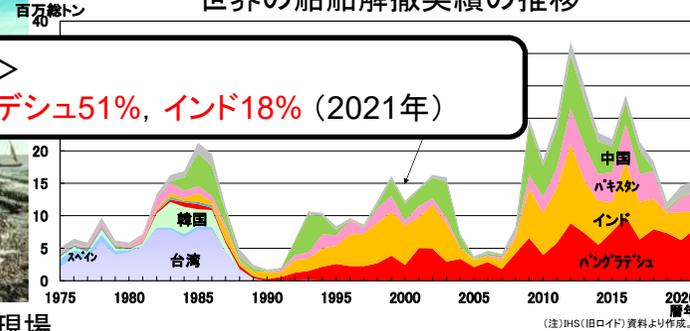
- 船舶の解体(シップ・リサイクル)の大半は、コストの安い**インド・バングラデシュ**等の開発途上で実施。
- 労働安全・環境対策が不十分、**環境汚染**や**労働災害**が深刻化。
- このような状況を踏まえ、**日本主導により**、国際海事機関(IMO)において検討が進められ、2009年5月、香港で開催された国際会議にて、船舶の解体における労働安全確保と環境保全を目的とした**シップ・リサイクル条約**が採択。



開発途上国におけるリサイクルの現場

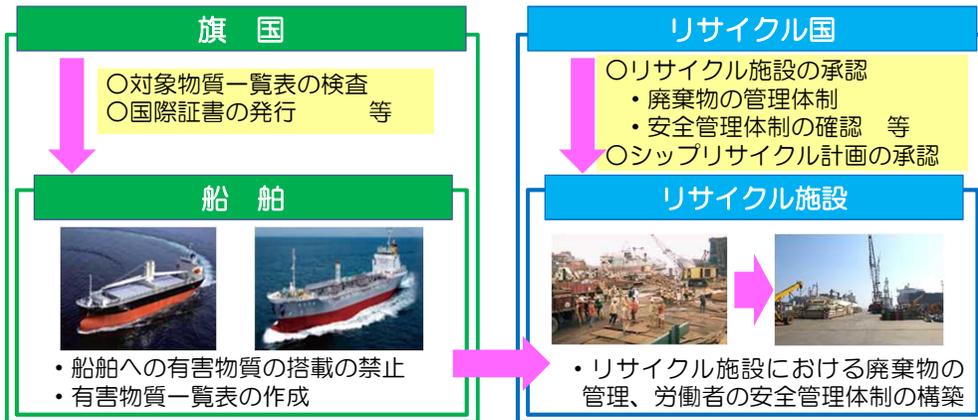
## 世界の船舶解撤実績の推移

<シェア>  
バングラデシュ51%、インド18% (2021年)



## 条約の概要

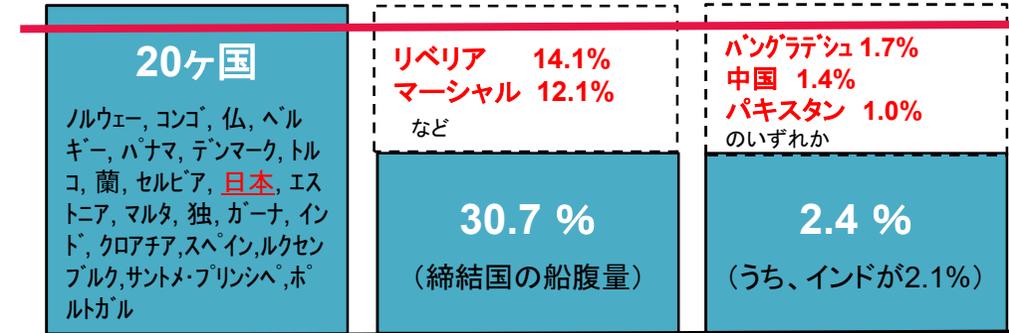
### 【条約上の主な義務】



※管轄海域を越えて航行する総トン数500トン以上の船舶が対象

### 【条約発効要件と現状】(2023年3月現在)

条約の発効に必要な3つの基準のうち、1つのみが充足  
発効には、主要解撤国あと1カ国の締結が不可欠



①締約国:

**15ヶ国以上**

(日本は2019年3月に締結)

②締約国の船腹量:

**世界の40%以上**

③締約国の解体能力※:

**3%以上**

※締約国の船腹量に対する締約国の年間解体量の割合